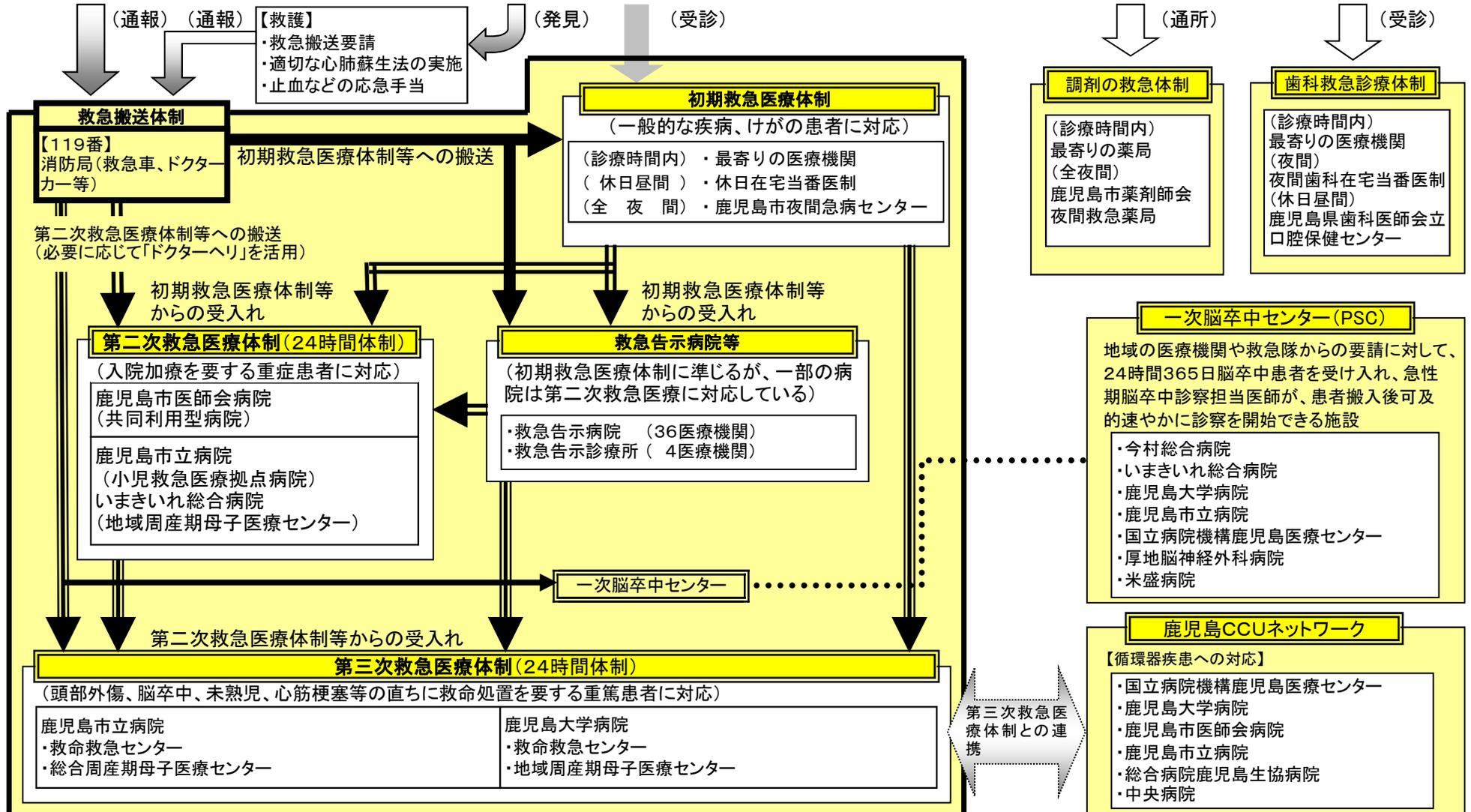


鹿児島保健医療圏（鹿児島市域）における救急医療連携体制

急病患者



救 急 医 療 連 携 体 制 (ス テ ー ジ 別)

	救護	初期救急医療体制	第二次救急医療体制	第三次救急医療体制	調剤の救急体制	歯科の救急体制
目標等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速やかな救急搬送要請 ○ 人工呼吸などの心肺蘇生法の実施 ○ 止血などの応急手当 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的な疾病、けがの患者に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入院加療を要する重症患者に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直ちに救命処置を要する重篤患者に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院等が発行した処方箋に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的な歯科疾病の患者に対応
医療機関例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急現場に居合わせた者 	<ul style="list-style-type: none"> 【診療時間内】 ・ 最寄りの医療機関 【全夜間】 ・ 鹿児島市夜間急病センター 【休日昼間】 ・ 休日在宅当番医 【救急告示病院等】 ・ 救急告示病院 ※ 一部の病院は、第二次救急医療に対応していません。 ・ 救急告示診療所 	<ul style="list-style-type: none"> 【共同利用型病院】 ・ 鹿児島市医師会病院 【小児救急医療拠点病院】 ・ 鹿児島市立病院 【地域周産期母子医療センター】 ・ いまきいれ総合病院 	<ul style="list-style-type: none"> 【鹿児島市立病院】 ・ 救命救急センター ・ 総合周産期母子医療センター 【鹿児島大学病院】 ・ 救命救急センター ・ 地域周産期母子医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 【診療時間内】 ・ 最寄りの薬局 【全夜間】 ・ 鹿児島市薬剤師会夜間救急薬局 	<ul style="list-style-type: none"> 【診療時間内】 ・ 最寄りの医療機関等 【夜間】 ・ 夜間歯科在宅当番医 【休日昼間】 ・ 鹿児島県歯科医師会立口腔保健センター
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民等により、速やかな救急搬送要請及び適切な心肺蘇生法を実施できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な疾病、けが等の救急患者に対応できる。 ・ 第二次、第三次救急医療の機能を有する医療機関や搬送機関との連携を図りながら、更なる搬送についての判断や支援ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院加療を要する重症患者に24時間体制で対応できる。 ・ 初期救急医療機関からの紹介及び救急搬送による患者の診療ができる。 ・ 第三次救急医療の機能を有する医療機関や搬送機関との連携を図りながら、更なる搬送についての判断や支援ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 頭部外傷、脳卒中、未熟児、心筋梗塞等の直ちに救命措置を要する重篤患者に24時間体制で対応できる。 ・ 初期、第二次救急医療機関からの紹介及び救急搬送による患者の診療ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院等が発行した処方箋に基づく薬の調剤ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な歯科疾病の患者について、初期診断及び応急治療ができる。

鹿児島保健医療圏（鹿児島市域）の救急医療体制を担う施設基準

初期救急医療体制

- 一般的な疾病、けが等の救急患者に対応できる。
- 第二次、第三次救急医療の機能を有する医療機関や搬送機関との連携を図りながら、更なる搬送についての判断や支援ができる。

第二次救急医療体制

- 入院加療を要する重症患者に24時間体制で対応できる。
- 初期救急医療機関からの紹介及び救急搬送による患者の診療ができる。
- 第三次救急医療の機能を有する医療機関や搬送機関との連携を図りながら、更なる搬送についての判断や支援ができる。

第三次救急医療体制

- 頭部外傷、脳卒中、未熟児、心筋梗塞等の直ちに救命措置を要する重篤患者に24時間体制で対応できる。
- 初期、第二次救急医療機関からの紹介及び救急搬送による患者の診療ができる。

調剤の救急体制

- 病院等が発行した処方箋に基づく薬の調剤ができる。

歯科の救急体制

- 一般的な歯科疾病の患者について、初期診断及び応急治療ができる。